

第5回宇宙法制小委員会 議事要旨

1. 日時：平成27年10月13日(火) 14:30 - 16:00

2. 場所：内閣府宇宙戦略室 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

鎌田座長、浅田委員、宇賀委員、小塚委員、櫻井委員、下村委員、白井委員、中須賀委員

(2) 政府側

小宮宇宙戦略室長、高見宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官、恒藤宇宙戦略室参事官

4. 議事要旨

(1) 宇宙活動法における許可制度等の検討状況について

宇宙活動法における許可制度等の検討状況について、資料1に基づいて事務局から説明を行った。説明の後、以下のような意見等があった。(: 質問・意見等 : 回答)

人工衛星等の打上げに係る事業計画の事前相談については、メリット・デメリット双方が考えられる。事前の情報提供の形で実施することは望ましいが、行政指導のような形で実施することは望ましくない。事前相談は、条文上の規定とするのではなく、運用で対処することが望ましい。

ロケット機体に対する技術基準適合認定を行う際の技術基準は、この宇宙法制小委員会において策定するのか。

宇宙法制小委員会は、法執行のための委員会ではないので、技術基準の策定については、宇宙活動法施行後、法執行の枠組みを整備し、そこにおいて専門家等を交えた検討を経て策定することとなると考えている。

技術基準については、将来、新たな技術による無人ロケットの開発も想定され得るため、そのような機体にも対応可能となるようなものとすべきである。

再突入の許可については、飛行経路周辺の安全の確保のみではなく再突入機が着地(着水)する地点周辺の安全の確保も重要であることから、許可の要件においては地上の安全の確保についても明記するべきである。

再突入の許可について、大気圏で燃え尽きる機体を再突入させる場合は、再突入機には含まれないため、再突入に係る許可は不要と考えてよいか。

再突入について、「人工衛星(その構成部分を含む)」のうち、軌道から地表に到達させる又は空中で回収することを意図して再突入させるものを再突入機の定義とし、当該再突入機を制御して再突入させることを許可の対象とするもので、燃え尽きるものは対象とはならないが、機体が大気圏で燃え尽きるか燃え尽きないかがメルクマールではない。

(2) 宇宙活動法における第三者損害賠償制度の検討状況について

宇宙活動法における第三者損害賠償制度の検討状況について、資料2に基づいて事務局から説明を行った。続けて、第三者損害賠償制度に関する要望事項について、資料3に基づいて三菱重工株式会社からヒアリングを行った。

事務局の説明及びヒアリングの後、以下のような意見等があった。(: 質問・意見等 : 回答)

被害者に故意があった場合について、どのような制度を想定しているのか。
一般原則に基づき過失相殺、免責、求償で対応することになると思われるが、事業者がすべてを負担することにはならないと想定される。

国の補償については、どのような理由で設定することとするのか。
国の補償については、被害者保護の徹底はもとより、産業振興の観点から政策判断としての措置すべきものである。

以上